

学生にボランティアを希望される団体の皆さまへ

明星大学ボランティアセンター

ボランティア募集情報の取り扱いに関するガイドライン

明星大学ボランティアセンターは、以下に該当する団体の活動について学生に情報提供しています。

- 1) 公益性・公共性が高い活動。
- 2) 営利を目的としない活動。
- 3) 活動に当たり、安全性が高いと判断される活動。
- 4) 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動。

1. ボランティア募集を行う団体と活動の選定基準

1) ボランティア募集を行える団体の範囲

活動分野や範囲、法人格の有無は問いません。

[団体例]

ボランティア・市民活動団体（任意団体、NPO 法人）、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人・財団法人等の公益法人、国や地方自治体、独立行政法人、国連機関、大使館、労働組合、企業など。なお、企業においては、非営利による社会貢献活動に限ります。

2) 受付できないボランティア活動

- ア) 政治的・宗教的活動を目的とする活動。
- イ) 危険が伴う活動。
- ウ) 人体に有害な活動。
- エ) 法令に違反する活動。
- オ) 公序良俗に反する活動、または犯罪的行為を誘発するおそれのある活動。
- カ) 第三者に損害または不利益を与えたり、第三者を誹謗中傷したりする恐れのある活動。
- キ) 情報が虚偽または誇大の内容の活動。
- ク) 精神的・肉体的苦痛が心配される活動。
- ケ) 水泳監視、ベビーシッター、病人の介護等の人命にかかわることが予想される活動。
- コ) 車の運転が活動内容に含まれる活動。
- サ) 宿泊を伴う活動（キャンプボランティアなど、適切に夜間睡眠が

確保される活動においてはこの限りではない)。

シ)本来、有資格者によってなされるべき活動。

ス)その他、本センターが不相当だと判断する活動。

2. 受付方法

1) 本学学生にボランティアを希望される団体は、登録の手続きが必要です(詳細は 本学ウェブサイトをご確認ください)。

2) 個人でボランティア募集を希望される場合は、居住地域または通学・勤務先の社会福祉協議会等のボランティアセンター、その他の関連機関にご依頼ください。

3. ボランティア受け入れ団体との申し合わせ

ボランティア受け入れ団体と本センターとは、以下の点を申し合わせ事項とします。

1) ボランティアの募集や受け入れの担当者が明確であること。

2) 有償活動とボランティア活動を明確に区別していること。

3) ボランティア活動に参加する学生に対し、活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動を始めること。

4) 活動を始める前に、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動開始後は必要に応じて研修・支援等を行うこと。

5) ボランティア活動中は、各団体のボランティア担当スタッフがともに活動すること。

6) 学生のボランティア保険加入確認後、活動を始めること(本センターでは、ボランティア保険に加入しないで、ボランティア活動を行なうことを禁止しています)。

7) 活動時間は、原則として、休憩を入れて1日8時間、週28時間を超えないこと(外国人留学生の資格外活動における就労時間に準拠しています)。

8) 原則として、夜10時以降の深夜活動をさせないこと。

4. 免責

本センターで紹介するボランティア募集情報に関して発生したトラブル等に対して、センターでは責任を負いかねます。あらかじめご了承下さい。

以上

2022年10月31日改正

2008年4月1日作成